

令和2年5月7日

関係保護者 各位

社会福祉法人うらわ学園  
園長 佐取 幸一郎

## 「新型コロナウイルス感染症」の対応について第4報(お知らせ)

政府は、新型コロナウイルス感染の拡大を防ぐため、緊急事態宣言を「5月31日まで延長する。」との報道がありました。併せて、埼玉県知事からも(1)不要不急の外出の自粛、(2)学校や映画館などの使用停止や制限の要請・指示等の要請が今月末まで延長するとの報道がありました。

つきましては、県の要請に基づき、学園では5月31日(日)までの約一か月間、全利用者の登園を自粛し、在宅訓練及び分散登園を下記のような方法にて実施いたします。併せて、今後の対応についてもお知らせします。

ご理解・ご協力のほど宜しくお願いいたします。

### 記

#### 1 在宅訓練について

##### (1) 生活・健康状況の把握について(電話報告)

在宅訓練期間中は社会生活訓練の一環として、また園生の健康等の状況を把握させていただくために、毎日決められた時間帯に、電話にて学園まで報告をしてもらいます。

##### (2) 課題について

各事業部より、自宅で行う課題を配布します。園生には、事前に行う方法を説明してあります。

新たに、得意な事を身に付けることを目標に、個々に新しい課題を与えています。家庭での支援をお願いします。(例：縄跳び、けん玉、折り紙、フラフープ、パズル、大人のぬり絵、バルーンアート等)

出題された課題は、分散登園日か6月1日(月)の登園日に持たせてください。

#### ※就労移行の利用者

- ・4つのスキルの課題  
(起床時・就寝時間の記入、検温記入、食事記入、家庭での仕事など)
- ・四則計算、名前の練習など

#### ※就労継続B型の利用者

- ・4つのスキルの課題  
(起床時・就寝時間の記入、検温記入、食事記入など)
- ・作業スキルの維持(掃除、洗濯など)

## 2 分散登園について

園生の皆さんは、いろいろな地域から登園してきますので個々に対応した登園をしてもらいます。特に3年目の方は、利用期間の期限がありますので、できるだけの支援をしていきたいと考えています。各自の登園日や時間等については、個々に連絡させていただきます。

※分散登園での訓練は、企業体験実習（3年目の方）、施設外就労、ハウスクリーニング、室内作業を実施します。

## 3 今後の対応

### (1) 登園日について

一斉登園日を6月1日(月)からとします。

学園では、政府の緊急事態宣言に基づき対応しておりますが、新型コロナウイルス感染の拡大が収まらないような状況の場合は、在宅訓練及び分散登園の延長も視野に入れて対応してまいります。そのような場合は、学園から各家庭にご連絡をいたします。

### (2) 工賃について

学園では、企業から依頼された仕事（製袋加工、ウエス、シュレッダー等）、施設外就労（ブリジストン、夢眠）、ハウスクリーニングを訓練の一環として実施しています。休園中は、仕事を継続させるため職員が代わりに行ってきました。

毎月、訓練で行った仕事に対しては、企業等から請負代金、クリーニング代金がいただけます。その収入から必要経費を除いた金額を、園生に工賃として個々に支給してまいりました。昨年の就労移行支援では、平均工賃5,000円、就労継続支援B型では、平均工賃4,000円でした。

今年度からは、毎年収入が一定額見込まれることから、園生の工賃支給を月給制（日給制を加味した）に改め、支給日を毎月15日とします。各事業部の工賃については、就労移行支援の1年目の園生は2,500円、2年目の園生は5,000円、皆勤手当等2,000円を支給してまいります。

就労継続支援B型の園生は、一人ひとりにお支払いした3年間分を月平均にし、その平均額を月給として支給してまいります。併せて、皆勤手当等を1,000円支給します。支給日は毎月15日とします

尚、収入が増加した場合は一時金を支給し、逆に減少が見込まれる場合は年度途中にて工賃の改定をさせていただきます。

### (3) その他

※ホビータイトムについて

毎月の第一木曜日に実施してきましたホビータイトムを、新型コロナウイルス感染症の影響により8月まで休みとし9月から実施とします。

※一日社会体験（日帰りレクレーション）

毎年6月に実施してまいりました1日社会体験（日帰りレクレーション）は、実施を見合わせます。